

指定管理者が行う業務及び管理の実施基準（道の駅あかいがわ）

指定管理者は、施設管理業務の処理を自ら行うことを原則とします。ただし、次に掲げる（1）から（11）までの業務については、この限りではありません。

（1）トイレ清掃業務

- 日常清掃 1日 8時間
  - ・便器清掃、洗い場拭き取り、トイレットペーパー交換等

（2）自動ドア保守点検業務

- 実施回数…年 1回
  - ・ドアエンジン装置各部の点検及び調整
  - ・ドアエンジン装置の電気回路の異常有無の点検及び調整
  - ・その他細部の点検及び調整

（3）自家用電気工作物保安管理業務

- 月次点検…隔月 1回
- 年次点検…毎年 1回

（4）庭園管理業務

- 敷地内の花壇や植栽の随時管理（剪定・冬囲い等）、除草、草刈り
  - ・庭園管理、水路清掃 1日 3. 5時間
  - ・芝刈り（庭園、緑地帯、駐車場周辺 年15回・用水路 年2回）
  - ・目土 年2回
  - ・花壇草取り 年12回
  - ・冬囲い、撤去
  - ・灌水 年10回、排水溝清掃 月5回
  - ・草取り機 整備費含み

（5）除雪業務

- 地域交流館及び多目的機能施設周りの軽除雪 年77時間
- 多目的機能施設周りの排雪 年4回

（6）一般廃棄物処理業務

- 一般廃棄物の収集及び処理

（7）施設損害賠償保険の加入

- 賠償責任保険

（8）防火管理業務

- 防火管理
  - ・防火管理者の選任
  - ・消防用設備等の保守点検
- 実施回数…年2回
  - 保守点検内容…消防法第17条の規定に基づき設置している設備
  - ・消防用設備等の自主点検
  - ・その他防火管理上必要な事項